

## 島根県個人情報保護条例施行規則

平成14年9月3日

島根県規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第1条の2 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号
  - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

（平29規則43・追加）

（個人情報取扱事務の登録）

第2条 条例第4条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用の状況
- (4) 個人情報の目的外提供の状況
- (5) 個人情報取扱事務の委託
- (6) 個人情報の処理形態

2 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

3 条例第4条第2項第3号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

（平23規則11・一部改正）

（個人情報開示請求書）

第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人の場合にあつては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により開示請求をする理由
- (3) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (4) 代理人が本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の場合にあつては、委任する旨及び記名押印

2 条例第12条第1項に規定する請求は、個人情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。

（平27規則61・一部改正）

（本人等であることを証明するために必要な書類）

第4条 条例第12条第2項（条例第21条第4項、第25条第3項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- （1） 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として実施機関が適当と認めるもの
- （2） 代理人が本人に代わって請求をする場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他代理人であることを証明する書類として実施機関が適当と認めるもの

（平17規則23・平27規則61・一部改正）

（公務員等の職の指定）

第5条 条例第13条第3号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

（平17規則23・追加）

（開示の実施に関する通知）

第6条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、開示を実施することができる日時及び場所とする。

（平17規則23・旧第5条繰下）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第7条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 開示請求年月日
- （2） 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容
- （3） 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 開示請求年月日
- （2） 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容

(3) 条例第20条第2項第1号又は第2号の規定のうち根拠となる規定及び当該規定を適用する理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

(平17規則23・旧第6条繰下)

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第21条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 次に掲げる方法

ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴

イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

(2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの又はそれを複製したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(平17規則23・旧第7条繰下、平23規則11・一部改正)

(公文書の写しの交付等)

第9条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第23条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第23条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(平17規則23・旧第8条繰下)

(閲覧等の制限等)

第10条 公文書の閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

(平17規則23・旧第9条繰下、平23規則11・一部改正)

(個人情報訂正等請求書)

第11条 条例第25条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代理人が訂正等の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により訂正等の請求をする理由
- (2) 訂正等の請求をしようとする者の連絡先
- (3) 代理人が任意代理人の場合にあっては、委任する旨及び記名押印

2 条例第25条第1項に規定する請求は、個人情報訂正等請求書(様式第3号)により行うものとする。

(平17規則23・旧第10条繰下、平27規則61・一部改正)

(個人情報利用停止請求書)

第12条 条例第30条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代理人が利用停止の請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所、代理人の種別並びに代理人により利用停止の請求をする理由
- (2) 利用停止の請求をしようとする者の連絡先
- (3) 代理人が任意代理人の場合にあっては、委任する旨及び記名押印

2 条例第30条第1項に規定する請求は、個人情報利用停止請求書(様式第4号)により行うものとする。

(平17規則23・追加、平27規則61・一部改正)

(審査請求)

第13条 条例第17条、第27条及び第32条に規定する決定について、審査請求をしようとする者は、審査請求書(様式第5号)を実施機関に提出するものとする。

(平17規則23・旧第12条繰下・一部改正、平18規則8・平28規則38・一部改正)

(運用状況の公表)

第14条 条例第50条の規定による運用状況の公表は、島根県報に登載して行うものとする。

(平17規則23・旧第13条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第95号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に到達した島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第12条第1項の規定による開示請求に係る公文書（電磁的記録に限る。）に記録されている個人情報の開示の方法及び写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定により作成された個人情報取扱事務登録簿は、この規則による改正後の島根県個人情報保護条例施行規則様式第1号の規定により作成された個人情報取扱事務登録簿とみなす。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第61号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

(平23規則11・全改、平26規則14・一部改正)

公文書の種類		写しの種類	費用の額	
文書又は 図画	フィルム以外の もの	乾式複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)	
	マイクロフィル ム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する 費用相当額	
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要する 費用相当額	
電磁的記録		用紙に印刷したものを乾式複写機に より複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)	
		電磁的記 録媒体に	録音カセットテープ(120 分)に複写したもの	1巻 170円
		複写した もの	ビデオカセットテープ(VHS 方式120分)に複写したもの	1巻 230円
			光ディスク(CD-R)に複写 したもの	1枚 130円